

平成 28 年 1 月 15 日

# 世界文化遺産の保存・管理等に関する実態調査

## 〈調査結果に基づく勧告〉

総務省では、世界文化遺産の持続的な保存・管理等を進める観点から、世界文化遺産に係る国、地方公共団体等の各種取組の実施状況を調査し、その結果を取りまとめ、必要な改善措置について関係府省に勧告することとしましたので、公表します。

### 【本件連絡先】

総務省行政評価局 内閣、総務、規制改革等担当室

担 当：畠中、島岡

電 話：03-5253-5442（直通）

F A X：03-5253-5436

E-mail：<https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>

※ 結果報告書等は、総務省ホームページに掲載しています。

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/hyouka\\_kansi\\_n/ketsuka\\_nendo/h27.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansi_n/ketsuka_nendo/h27.html)

# 世界文化遺産の保存・管理等に関する実態調査の結果に基づく勧告(概要)

## 背景等

勧告日:平成28年1月15日  
勧告先:文部科学省(文化庁)、環境省

- 世界文化遺産は、顕著な普遍的価値を有する文化財を人類全体の遺産として保護し、保存することが目的  
我が国では、平成27年7月現在、15遺産(内訳はP7の参考資料参照)が登録(注)  
(注)今回、当省では、平成27年7月に世界文化遺産に登録された「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」を除く14遺産を対象に調査を実施
- 我が国では、文化財保護法、自然公園法などの各種法令や条例に基づき保存・管理
- 世界文化遺産への登録は、観光資源としての地域活性化への効果も期待され、遺産の活用を図りながら保存・管理を行っていくことが重要

## 課題

世界文化遺産登録後の確実な保存・管理の担保

世界文化遺産の活用の推進

## 主な調査結果

国による各種規制や補助とともに、地方公共団体が中心となって様々な取組を実施

⇒ 保存・管理等の取組はおおむね良好

しかし、中には

- 落書きにより重要文化財等がき損(文化財保護法)  
⇒ き損の届出がなされていないなど文化庁が実態を未把握のものあり
- 現状変更の許可なく建築物が設置等(文化財保護法)
- 無許可で自動販売機が設置等(自然公園法)

来訪者の安全な通行に支障(例:参詣道に落石のおそれ)等

世界文化遺産を活用して地域活性化を図る補助事業において、地方公共団体等に対する更なる情報提供の余地あり

## 主な勧告の内容

世界文化遺産の適切な保存・管理の推進

- ① 落書きについてのき損届の提出励行及び情報の適切な記録・管理
- ② 現状変更の許可申請の提出励行
- ③ 自然公園法による規制の周知徹底

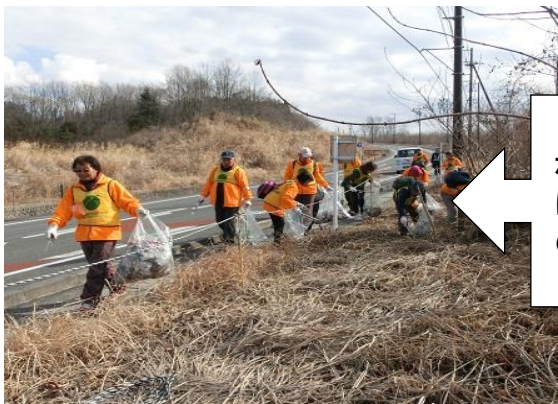
関係地方公共団体による改善の促進  
⇒ 管区行政評価局、行政評価事務所から通知

世界文化遺産の活用の効果に関する情報提供の推進

# 1 世界文化遺産の保存・管理等に関する取組(地方公共団体の創意工夫の例)

- 地方公共団体における世界文化遺産の保存・管理等の取組はおおむね良好

## 富士山の清掃活動 (富士山-信仰の対象と芸術の源泉)



ボランティアを効果的に活用し、保存・管理の取組を実施

(写真提供) 静岡県

## 集落内への観光車両の進入制限 (白川郷・五箇山の合掌造り集落)



観光客の増加により発生した交通渋滞、騒音、景観悪化を改善

(写真提供) 白川村

## 世界遺産石見銀山・大田市観光ナビ (石見銀山遺跡とその文化的景観)



スマートフォンを使って、多言語対応で、遺跡や関連施設の案内表示、音声ガイドを提供

(写真提供) 大田市

## 2 勧告の概要(世界文化遺産の適切な保存・管理の推進)

### ① 落書きの実態の的確な把握及び把握結果を踏まえた支援

#### 制度・仕組み

- 世界文化遺産の構成資産となっている重要文化財等は、文化財保護法により保護
- 重要文化財等にき損があった場合、文化庁長官に届出が必要（所有者等→都道府県等教育委員会→文化庁長官）

#### 調査結果

報告書P75、P79～81

落書きにより重要文化財等がき損

- ・ き損届が提出：1遺産1件

文化庁は14件の落書きを承知せず

- ・ き損届が未提出：2遺産5件  
⇒ 「落書き=き損」が周知徹底されていない
- ・ き損届の提出状況が不明：4遺産9件  
⇒ 文化庁に過去の記録が残っていない

#### 勧告

- 落書きについてのき損届の提出励行の周知徹底
- き損届により把握した落書きについて、
  - ・ 情報の適切な記録・管理
  - ・ 修理等の必要性の検討・判断、助言等の実施

(文部科学省)

### 落書きによる重要文化財等のき損の事例

朱塗りの外壁に鋭利な物で彫り込まれたと考えられる落書きが認められたもの（き損届未提出）



## ② 無許可の現状変更等の的確な把握及び許可申請の励行

### 制度・仕組み

- 重要文化財等の現状変更等を行う場合、文化財保護法に基づき、文化庁長官の許可が必要  
(軽微な現状変更等は都道府県等教育委員会の許可)
- 都道府県教育委員会等は、重要文化財等の管理状況を把握するため、巡視活動を実施



### 調査結果

報告書P83、P90～92

- 史跡における無許可の現状変更等：3遺産3件
- ・ 教育委員会の現状変更等の許可なく建築物が設置等  
⇒ 教育委員会が現状変更等の事実を未把握のものあり



### 勧告

- 現状変更等を把握するための巡視活動の充実などの要請
- 現状変更等の許可申請の励行の周知徹底

(文部科学省)

## 史跡における無許可の現状変更等の事例

教育委員会の現状変更等の許可なく、史跡内に建築物が設置



### ③ 国立公園及び国定公園における規制の事業者への周知徹底

#### 制度・仕組み

- 世界文化遺産のうち国立公園及び国定公園に指定されている区域は、自然公園法によっても保護
- 国立公園及び国定公園の特別地域（注）内に工作物等の新設を行う際には、環境大臣又は都道府県知事の許可が必要  
（注）現在の景観を極力維持する必要がある地域等  
⇒ 工作物等の色彩及び形態が、その周辺の風致又は景観と著しく不調和ではない等の許可基準あり



#### 調査結果

報告書P93、P96～97

無許可の工作物等が設置：2遺産6件

- ・色彩の配慮がなされていない自動販売機等が設置  
⇒ 当該工作物等の設置者は規制の内容を承知せず



#### 勧告

- 自然公園法による規制の周知徹底（環境省）

#### 無許可の工作物が設置されている事例

都道府県知事の許可なく国定公園の特別地域内に自動販売機が設置  
（色彩の配慮もなされていない）



#### ④ 来訪者の安全性又は利便性の確保

##### 背景

- 世界文化遺産の日常的な管理は、所有者等が実施
- 世界文化遺産の観光資源としての活用のためには、来訪者の安全性又は利便性の向上が重要な課題

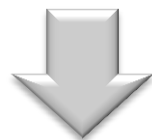


##### 調査結果

報告書P102～P106

来訪者の安全性又は利便性が損なわれているもの：3遺産5件

- ・ 安全な通行に支障（例：参詣道に落石のおそれ）
- ⇒ 速やかな改善、維持管理の継続的な実施が重要



##### 管区行政評価局、行政評価事務所から通知

- 関係地方公共団体による改善の促進

##### 参詣道に落石のおそれがある状況 (来訪者の安全性が損なわれている)

大きな岩が参詣道に崩落するおそれがある状態で、  
来訪者の安全性が損なわれている  
(応急措置として参詣道に柵を設置して注意喚起)



世界文化遺産名	所在地	登録年
①法隆寺地域の仏教建造物	奈良県	平成5年
②姫路城	兵庫県	平成5年
③古都京都の文化財（京都市、宇治市、大津市）	京都府、滋賀県	平成6年
④白川郷・五箇山の合掌造り集落	岐阜県、富山県	平成7年
⑤原爆ドーム	広島県	平成8年
⑥厳島神社	広島県	平成8年
⑦古都奈良の文化財	奈良県	平成10年
⑧日光の社寺	栃木県	平成11年
⑨琉球王国のグスク及び関連遺産群	沖縄県	平成12年
⑩紀伊山地の霊場と参詣道	三重県、奈良県、和歌山県	平成16年
⑪石見銀山遺跡とその文化的景観	島根県	平成19年
⑫平泉－仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群－	岩手県	平成23年
⑬富士山－信仰の対象と芸術の源泉	山梨県、静岡県	平成25年
⑭富岡製糸場と絹産業遺産群	群馬県	平成26年
⑮明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県、山口県、岩手県、静岡県	平成27年

(注) 今回、当省では、「⑮明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」を除く14遺産を対象に調査を実施